

## 令和6年第3回郡家警察署協議会開催状況

開催日時	令和6年9月13日(金)午前10時から午前11時30分まで	
開催場所	郡家警察署	
出席者	委員 (定数5人)	山根会長、小谷副会長、大野委員、歳岡委員、奥村委員 以上5人
	警察	豊田署長、河原管理官、前田会計課長、西村生活安全刑事課長、 魚寄地域交通課長、警務課員2人、警備課員、生活安全刑事課員 以上9人
議 事 概 要		
<p><b>1 挨拶</b> 会長、警察署長が挨拶を行った。</p> <p><b>2 業務推進状況等説明</b></p> <p><b>(1) 生活安全刑事に関する取組状況</b> 生活安全刑事課長から、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺被害防止活動、少年非行防止対策、不審者対応訓練並びに郡家警察署ボランティア団体等との活動状況について説明があった。</p> <p><b>(2) 地域交通に関する取組結果及び予定</b> 地域交通課長から、管内の交通事故発生状況、地域交通課の取組状況及び取組予定並びに郡家警察署速度取締り指針について説明があった。 委員からの主な意見、質疑等とそれに対する警察の回答は次のとおりであった。 委員：見通しの良い交差点でも出会い頭事故が発生するが、事故防止のために注意すべきことはなにか。 警察：見通しの良い交差点でも一時停止の交通規制が敷かれている場合は、見落とすことなく、しっかり一時停止することが重要である。 規制のない道路を進行する場合にも、「かもしれない運転」を実践し、落ち着いて運転することが必要である。 委員：ちょっとした安全確認の不徹底が交通事故の原因となっているように感じる。 広報活動を通して指導していただきたい。 委員：初心運転者を中心に優先道路の通行方法を理解しているのか疑問に思うことがある。 各種交通安全教室、講習及び広報活動の際にご指導いただきたい。 警察：広報活動、交通指導取締りなどを行う際の参考にさせていただく。 委員：信号待ちで停車中、青信号に変わっても前の車両が発進しないことがあるが、この際、警音器を鳴らすのは交通違反になるのか。 また、低速走行している車両に対してはどうか。 警察：道路交通法上、警音器の使用が義務付けられているのは、見通しのきかない交差点、上り坂の頂上等で道路標識により指定されている場所を通行するときなどである。 また、道路交通法で警音器の乱用が禁止されており、危険防止上、やむを</p>		

得ない場合を除き、道路標識が設置されている区間以外で警音器を鳴らしてはならないと規定されている。

委員：管内の速度取締り場所はあるのか。

警察：郡家警察署速度取締り指針に定めっているとおり、交通事故の発生状況の分析を踏まえ、国道29号において重点的に速度取締りを行っている。

### **3 協議事項**

生活安全刑事課長から、特殊詐欺被害防止対策の実施状況について説明した後、生活安全刑事課員が特殊詐欺被害防止に係る寸劇を披露し、次のとおり協議が行われた。

委員：特殊詐欺被害防止対策に係る説明、寸劇をしていただき、改めて様々な手口があることを理解した。

私も「+」で始まる不審な番号から電話がかかってきたことがあるが、今後国際電話を含め、知らない番号からの電話には出ないなど被害に遭わない対策を講じたい。

警察：犯罪グループは、SNSを利用して様々な手段により犯罪を敢行しているので、手口を紹介することにより被害に遭う方が減少するよう防止活動を推進していく。

### **4 その他**

次回協議会は、令和6年12月に開催予定である。